

川越市行政改革大綱

21 世紀の川越市・新たな行政改革推進に向けて

平成 13 年 8 月

川越市

新たな行政改革大綱の策定にあたって

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、国と地方は対等・協力の関係に位置付けられることとなり、分権改革が本格的にスタートしました。

地方分権とは、地域の課題については、その地域に密着した基礎的自治体である市町村が、自らの責任で決定して推進し、個性豊かで多様な施策展開を可能にしていく仕組みであるとされています。

分権改革は緒についたばかりですが、今後、この改革が更に進むことが予想され、本市としてもその状況に対応できる体制を整備していく必要があります。

また、一層進展している少子・高齢化、国際化など、行政を取り巻く環境の変化にも適切に対応することが求められています。

加えて、目を見張るスピードで技術革新が進むIT（情報通信技術）の活用は、国の重要戦略としても位置付けられており、産業、経済界に大きな変革を迫ると共に、市民生活へも広く深く浸透するなど、社会全体に大きな影響を与えています。

国、県、市町村などの行政機関は、これらの環境の変化に対応するため、自らの体制の整備や基盤の整備を迫られています。

本市においては、効率的な予算執行、合理的な組織編成、定員の適正化、事務事業の見直しなどを主眼として、平成8年策定の「川越市行政改革大綱」に基づき、改革を推進してきましたが、当大綱に掲げた目標年度が終了することと併せ、上述したような状況に的確に対応していくため、各界各層の市民代表者からなる「川越市行政改革推進懇話会」に新たな行政改革推進のあり方についてご検討をいただき、本年3月、「新たな行政改革の推進について」のご提言をいただきました。

市においては、この提言を踏まえつつ、継続して推進すべき改革課題や新たな庁内課題などを総合的に検討し、中核市や業務核都市にふさわしい行政体制の確立も視野に入れ、新たな行政改革大綱を策定いたしました。

目 次

・ 行政改革大綱の構成	1
・ 改革の視点（職員の意識改革にあたって）	2
・ 本市に影響を及ぼす主要因と背景	3
・ 改革の5つの柱（体系）	5
第一章 市民参加の仕組みづくり	6
第一項 行政運営への市民参加	
第二項 広聴・広報機能の充実	
第三項 地域分権（出張所のあり方の検討）	
第二章 開かれた行政運営の仕組みの確立	8
第一項 透明性のある行政運営の確立	
第二項 行政評価システムの導入	
第三項 外部監査制度の導入	
第三章 行政体制の整備と基盤の強化	10
第一項 組織機構の活性化と再編成	
第二項 定員管理の適正化	
第三項 人材育成策と有効活用の検討	
第四項 人事・給与システムの見直し	
第四章 I T（情報通信技術）を活用した改革の推進	12
第一項 I Tの活用による事務プロセスの改革	
第二項 I Tの活用による市民サービスの提供	
第五章 事務の効率化と高度化策	13
第一項 事務の効率化の推進	
第二項 市民サービスの高度化策の推進	
第三項 健全な財政の維持	
第四項 事務の外部化	
第五項 自治体間の協力（広域行政）	
・ 結び	15

行政改革大綱の構成

本市の行政改革は、推進すべき改革の方向性や視点などの理念的な部分を記述した、この「川越市行政改革大綱（以下「大綱」という。）」と、改革課題をより具体的に記述した別冊「行政改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）」の両計画に基づき取り組むものとします。

大綱は、

「市民参加の仕組みづくり」

「開かれた行政運営の仕組みの確立」

「行政体制の整備と基盤の強化」

「ＩＴ（情報通信技術）を活用した改革の推進」

「事務の効率化と高度化策」

の５つの体系で構成されており、それぞれの中で更に詳細な項目を記述しています。

推進プランは、大綱の体系に沿った複数の課題で構成されており、一つひとつの課題は取組内容、改革の目標、推進課、計画年度（平成１３年度から平成１７年度）の項目で構成されています。

各年度の終了後には、個別課題の進捗状況や市を取り巻く諸環境の変化、新たに取り組むべき行政課題などを総合的に判断し、課題の追加・修正・削除など、推進プラン全体の見直しを行うものとします。

改革の視点（職員の意識改革にあたって）

行政体制の整備や行政運営の仕組みを見直すなど制度的な改革を進め、行政システムをより良い形に変えていくことは当然ですが、具体的な改革を推進していくのはあくまでも一人ひとりの職員であるとの認識に立ち、改革に臨む職員の心構えとして、次の視点を定めるものとします。

- 改革にあたる職員の動機（モチベーション）の喚起
- 改革スピードの重視
- 行政運営にあたってのコスト意識の徹底

本市に影響を及ぼす主な要因と背景

この度の行政改革大綱の見直しにあたっては、平成８年に策定した「川越市行政改革大綱」に基づき推進した諸課題の成果と反省に加え、この５年間で顕在化した本市を取り巻く諸環境の変化や地方自治体として将来を見据えて取り組む必要のある課題等を背景に、総合的に検討して見直したものです。

そのような課題の内、改革を推進するにあたって、特に認識しておく必要のあるものとしては、次のものがあげられます。

○分権型社会への対応

国家行政組織、内閣機能、司法制度、地方自治制度など国の基幹的な諸制度は、戦後長期に渡って日本の発展に貢献してきたものの、２０世紀末に至り十分機能しなくなり、いわゆる制度疲労とも言えるべき状態に陥っているとの指摘を受けていました。このような事態に対応するため、国は行政改革の一環として関連制度の改革に着手し、段階的に実施しつつあります。これらの改革はいずれも重要なものですが、この中で特に地方自治体に影響を及ぼすものとしては、分権改革をあげることができます。

地方分権については、平成７年に地方分権推進法に基づいて発足した地方分権推進委員会が中心となって検討を行い、その勧告に基づいて制定された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が、平成１２年４月から施行されて実行の段階に入り、国と地方の関係はいわゆる上下関係から、対等・協力の関係を基本とする形となりました。

地方分権の趣旨は、地方自治体及び地域住民の自己決定、自己責任の範囲の拡充にあるとされています。各自治体はこの分権型社会に対応していくため、行政改革を一層推進して自らの体制の整備を図り、その能力を高めていくことが求められています。

○ＩＴへの対応

インターネット技術に代表されるＩＴ（情報通信技術）の進展は、瞬時にして大量の情報の受発信を国内、国外を問わず可能とするばかりでなく、商品やサービスの購入などの消費活動における市民の利便性を飛躍的に向上させるなど、市民生活を大きく変えています。

国は他国との比較や国内の飛躍的な普及状況などから判断し、ＩＴの最先端国家となるべく、ＩＴ革命を国家戦略として位置付け、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）」や具体的な戦略計画などを定めると共に、重点的な予算配分なども行っています。

今後、ＩＴを活用することによって、仕事の進め方や組織などを抜本的に改革することが可能となると同時に、市民と行政とのコミュニケーションを一層深めることができるとも考えられ、今後の行政スタイルの構築にあたって、極めて重要な課題であると認識して取り組む必要があります。

○中核市移行

政令指定都市以外の市で、一定以上の規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、住民に身近な行政を、住民に身近なところでできるように創設されたのが中核市制度です。

本市は平成１５年度の中核市移行を目指して準備作業を進めています。この中核市移行により３，０００を上回る新たな事務が委譲される予定であり、これらの事務を円滑に処理していくための組織、職員の確保など、中核市にふさわしい体制を整備する必要があります。

改革の5つの柱（体系）

第一章 市民参加の仕組みづくり

- 第一項 行政運営への市民参加
- 第二項 広聴・広報機能の充実
- 第三項 地域分権（出張所のあり方の検討）

第二章 開かれた行政運営の仕組みの確立

- 第一項 透明性のある行政運営の確立
- 第二項 行政評価システムの導入
- 第三項 外部監査制度の導入

第三章 行政体制の整備と基盤の強化

- 第一項 組織機構の活性化と再編成
- 第二項 定員管理の適正化
- 第三項 人材育成策と有効活用の検討
- 第四項 人事・給与システムの見直し

第四章 I T（情報通信技術）を活用した改革の推進

- 第一項 I Tの活用による事務プロセスの改革
- 第二項 I Tの活用による市民サービスの提供

第五章 事務の効率化と高度化策

- 第一項 事務の効率化の推進
- 第二項 市民サービスの高度化策の推進
- 第三項 健全な財政の維持
- 第四項 事務の外部化
- 第五項 自治体間の協力（広域行政）

第一章 市民参加の仕組みづくり

今後の分権型社会における市民参加の仕組みづくりは、地方分権推進の基本となった地方分権推進法（7条）の中で「地方公共団体は・・・住民参加の充実のための措置・・・を講ずる」と示されているとおり、自治体が積極的に取り組まなければならない課題です。本市においても、今後の分権型社会における市民参加の形態と市民と行政との協働関係の構築について検討します。

また、市民との情報共有が市民参加の前提であるとの認識から、広聴・広報機能について更に拡充する方策を検討します。

更に、地域や住民に最も身近な行政機関である出張所について、今後の分権型社会での位置付けや機能の見直しなどを検討します。

第一項 行政運営への市民参加

従来から重要な役割を担っている審議会などへの参加機会をより拡充するため、委員の公募枠の拡大や会議の傍聴機会の確保などに努めます。

また、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行に伴う各種NPO法人の活動の活発化や、多くの分野におけるボランティア活動の高まりなどに見られるように、行政運営への新たなパートナーとなりうる市民団体や市民層が数多く育っています。

更に、地域に密着した施設の建設の際に、市民と共に建設計画や運営方法などを検討していく「ワークショップ方式」や、政策決定前に市民の意見を募る「パブリックコメント制度」などの新たな市民参加の手法が、全国の自治体で取り組まれています。

このような市民の参加意識の高まりや先進事例を参考にし、今後の行政運営における市民参加のあり方について検討していきます。

第二項 広聴・広報機能の充実

市民ニーズを把握し、市民の意見等をできるだけ行政に反映させるためには、多種多様な媒体を活用するなどの工夫により、市民の意見等を聴く機会を十分に確保し、かつ頂いた意見等については迅速に対応していくことが重要です。

他の自治体に先駆けて導入したオンブズマン制度や市民目安箱の設置など、その処理手順の的確さから評価の高い本市の広聴制度については、引き続き継続していくと共に、更

に機能拡充に努めます。

また、多様なメディアを活用した新たな広報機能の拡充も予想されることから、広報機能のあり方についても検討します。

第三項 地域分権（出張所のあり方の検討）

出張所は地域に密着した出先機関として位置付けられ、主に諸証明の発行業務、地元住民、自治会との交流などを担当してきました。

しかし、証明書の発行などはコンピュータを使ったオンラインシステムの導入により、本庁窓口での発行と同等の機能を持つようになって事務の軽減が図られるなど、出張所のあり方も変化しています。

その一方で、出張所は地域住民の要望等に直接触れることのできる機関であり、また、市民参加による地域防災、地域福祉、環境リサイクルなどの地域拠点施設としても位置付けることができます。

そこで、本市の出張所についても、現在の機能に加え、一定の権限を持った総合的な行政機関としての位置付けが可能であるのか、また、地域固有の課題に取り組む拠点施設となり得るのかなど、多角的な視点からそのあり方を検討します。

第二章 開かれた行政運営の仕組みの確立

市民の知る権利を保障する制度として情報公開制度が、また、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として行政手続制度が既に導入されていますが、いずれの制度も自治体を取り巻く諸環境や時代の変化に影響を受けると考えられますので、内容が硬直化しないように絶えず見直しを行っていきます。

また、市が行う事業等について、執行前、執行途中、執行後などのいずれかの時期又は全時期において評価を加え、次の事業へ反映させる仕組みである行政評価システムを本市においても導入します。

このことにより、行政運営のプロセスを明らかにし、市民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていきます。

更に、中核市移行時に外部監査制度を導入します。

第一項 透明性のある行政運営の確立

分権型社会では、市民へのアカウンタビリティの確立が一層強く求められてきます。

そのためには、市民からの請求に応じて行政情報を開示するのみにとどまらず、行政情報を可能な範囲で分かりやすく提供するという姿勢が求められてきます。

また、行政手続制度についても、あらかじめ設置されている標準処理期間の一層の明確化と期間の短縮化を図るなど、不断の見直しを行っていきます。

第二項 行政評価システムの導入

行政活動を評価する仕組みを導入することによって、行政活動を「有効性」「効率性（経済性）」「目的適合性」などの多様な観点から客観的に評価して、その結果を次の政策や施策に反映させることが可能となります。また、この評価活動により政策形成の過程が明らかになるなど、行政の透明性の向上が図られ、かつ、市民へのアカウンタビリティの確立につながると考えられます。

本市においてもこの行政評価システムを導入します。

第三項 外部監査制度の導入

市民と行政のいずれからも中立的な立場で、行政運営をチェックする機能を持つ仕組みとして、監査制度やオンブズマン制度があります。

本市は既にオンブズマン制度を導入していますが、さらに、中核市移行と同時に外部監査制度を導入しますので、当該制度の十分な研究とその適応方策を検討します。

第三章 行政体制の整備と基盤の強化

地方分権に関する一連の法整備により、国と地方は対等・協力の関係に位置付けられるなど、地方分権が実行の段階に入りました。

先に述べたとおり、地方分権の趣旨は、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだね、地域のことは地域自らが責任を持って決定し、個性豊かで多様な地域社会を形成していくことにあります。

従って、各自治体はこの分権型社会に対応していくため、自らの行政運営のスタイルを自主的に改革し、その行政基盤を更に強化していくことが求められています。

この章では、行政運営にとって極めて重要な要素である組織、定員、人材育成、給与制度などについて、課題の整理と改革への取組について検討します。

第一項 組織機構の活性化と再編成

現在のような変化の激しい時代においては、課題処理に当たって必ずしも前例にこだわらず、柔軟、迅速かつ的確に対応することが求められます。

また、高度・多様化する市民ニーズに即応していくには、定型的な組織による確実な事務処理と共に、機動的な組織運営とする必要があります。

今後、全庁的な政策課題が頻出する状況に対応していくため、部課という枠を超えた横断的な仕組みを構築していくという視点も重要となります。

その際には、スクラップアンドビルドの原則に基づき、簡素で効率的な、政策課題に対応した組織の確立をめざすものとします。

第二項 定員管理の適正化

人件費などの義務的経費の増加は政策的経費活用の幅を狭め、財政運営を硬直化しかねません。本市においても、定員の適正化に向けた中期的な計画を策定し、職員配置の適正化に努めます。また、限られた行政資源である職員を有効に活用するため、個々の職員がそれぞれ担当する事務について原点に帰って見直すと共に、ITを活用した事務プロセスの改善、担当業務の外部委託の可否の検討など、全庁的な取組を行い職員を適正に配置します。

第三項 人材育成策と有効活用の検討

これからの職員は、国際感覚や市民感覚を持ちつつ、政策形成能力や管理能力に優れ、自発的かつ意欲的に職務に取り組む姿勢などが求められます。

分権型社会で独自の自治体運営を展開していくためには、このような職員像が求められることから、職員の能力向上のため、研修制度を更に充実します。

また、適切な人事管理に資するため、勤務評価の制度を検討します。

更に、職員の活性化を図るため、他の自治体等との人事交流を推進します。

第四項 人事・給与システムの見直し

現行の地方公務員制度においては、職員の任用、昇任、昇格は、職員の能力の実証（競争試験の成績や勤務成績など）に基づき行っています。

しかしながら、実際は勤続年数による知識と経験の蓄積が、実務能力の高さを示すものとされ、年功的な要素を重く見て、実績や能力は間接的にしか評価されない傾向にありました。このような問題点の改善に向け、年功的要素とのバランスをとりつつ、人事・給与システムを見直します。

また、士気の低下や事務のマンネリ化を防ぎ、職員と職場の活性化を促すため、適正な異動サイクルによる人事異動を行います。

第四章 I T（情報化通信技術）を活用した改革の推進

国はI T革命を重要な国家戦略として位置付けて、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（I T基本法）」を制定し、それに基づく具体的な計画である「e-J a p a n戦略」を発表するなど、重点政策として取り組んでいます。

この計画で示されている、ネットワークに基づく電子政府や電子市役所の実現は、今後、自治体として積極的に取り組むべき課題であるので、国や県などの動向を注視しながら、実現に向けた調査、研究を行っていきます。

また、I Tの活用を抜きにして、事務プロセスの改革や市民サービスの向上はあり得ないことから、市においてもI Tの活用を行政改革推進の有効な方策として位置付け、事務事業のシステム化やネットワーク化等に積極的に取り組みます。

ただし、情報化を推進するにあたっては、取り扱う行政情報に個人情報を始めとする重要な情報が含まれるので、行政情報を取り扱う者としての管理意識の徹底と漏洩防止の仕組みをあわせて構築するなど、情報管理の徹底を図ります。

第一項 I Tの活用による事務プロセスの改革

パソコン一人一台体制の整備と庁内ネットワークの構築を前提に、既存の事務プロセスを見直し、事務処理手順の変更や複数の事務の一括処理などを検討します。

また、処理できる情報の質と量が、飛躍的に向上又は増大することから、情報に対する職員の管理意識の啓発を行うと共に、漏洩防止の仕組みを構築します。

第二項 I Tの活用による市民サービスの提供

今後、更に進展する情報通信技術と市民生活の隅々にまで普及することが予想されるインターネットは、大量の情報を瞬時に伝達・収集することを可能とします。

市民からの申請・届出等の処理、公共施設の予約、入札制度の改革、市民との情報交流など、この技術を応用した市民サービスの高度化策が数多く考えられますので、その実現に向けて多角的に検討します。

第五章 事務の効率化と高度化策

市民から負託されて行政運営を行っているという意識を常に持ち、かつ住民福祉の向上という行政本来の目的を損なわない範囲で、経営の視点も加味しながら、無駄を省いた簡素で効率的な事務を執行することが重要です。

また、行政改革の本来的な課題である簡素効率化を目指して、事務事業の見直し、市民サービスの向上につながる施策の検討、健全な財政を維持するための各制度の見直し、民間委託を始めとする事務の外部化策の検討、分権型社会で一層重要性を増すと予想される広域行政の充実などについて検討を行っていきます。

第一項 事務の効率化の推進

限られた行政資源である予算、職員などを有効に活用するため、現状の内部事務を見直し、無駄を省いた効率的な事務執行体制を推進します。

第二項 市民サービスの高度化策の推進

窓口における各種証明書の発行や、市民からの申請・届出などに対する事務処理について、窓口の拡大や事務の取り扱い時間の延長などを含めた、中核市にふさわしい市民サービスを提供します。

第三項 健全な財政の維持

長引く景気の低迷に伴い国・地方共に財政状況は一層厳しさを増しており、健全な財政体質の実現に向けた財政の建て直しが、全地方自治体共通の大きな課題となっています。

加えて、今後更に進展すると予想される少子・高齢化に伴う財政需要の増大等を考慮すると、地方自治体においては一層効率的な行財政運営が求められるところです。

本市においては、経常収支比率や公債費負担比率などの財政指標からみて、健全な財政運営を維持していると言えますが、そのような状況にあっても、日頃から経営感覚を持って事業の効率化に心がけるなど、健全な財政運営に努めます。

第四項 事務の外部化

事務の外部化とは、本来、行政が行うべき事業について、コストの削減や市民サービス向上の観点から、市が直営で行わずに民間企業など外部の組織又は個人に委託することであり、主に民間委託を主眼に置いているものです。

民間委託に関しては、現在行われている委託事業全般について、その範囲と委託内容が適切であるかを再検討します。また、現在委託していない事業については、新たに委託に馴染むものがあるかどうかを検討します。

また、最近の動向としては、公共部門が担当してきた様々な公共施設の整備と運営を、P F I の手法によって民間事業体に委ね、公共部門はそこから提供されるサービスだけを購入するという考え方も出てきており、法制化もなされました。

このような新しい考え方や動向も加味して、事務の外部化全般について検討していきます。

なお、各種の任意団体や協議会等について、市が事務局としての役割を受け持つケースも数多く見受けられますが、団体や協議会等の独立性を確保し、活動の活性化を推進していくために、これらの団体や協議会等の事務局機能を育成、強化していきます。

第五項 自治体間の協力（広域行政）

交通機関の発達や情報通信技術の進展による市民の生活圏の拡大などを背景として、圏域内の一体的な整備と効率的な行政運営を行うことなどを目的として、広域的な行政処理が全国的に展開されてきました。

これらの理由に加えて、地方分権の受け皿として単独の地方自治体で対応できない権限委譲や厳しい財政状況の中で、高度・多様化する市民ニーズに対応する、効率的な施策を展開していくために、新たな広域行政の推進が求められています。

このような背景を踏まえ広域行政を更に推進します。

結 び

この度の行政改革大綱の見直しに当たっては、効率的な行財政運営の確立という、従来からの行政改革の取組に加え、地方分権の進展や市民の参画意識の高まりなどの視点からも検討を重ね、新たな課題に取り組むこととしました。

これからの行政改革のねらいは、今までの取組を継続しつつ、総合計画で示す川越市の将来都市像の実現に向け、質の高いサービスを効率的に提供できる体制を整備していくことにあります。

行政改革の手法は、国や全国の地方自治体で報告されている改革事例が多種多様であることから分かるように、統一的な手法は確立されていませんが、可能なところから着実に改革に取り組む、成果をあげることが職員の責務であり、課せられた使命であると考えます。

今後は、市民の理解と協力を得ながら改革を推進すると共に、職員一人ひとりが日常業務の中で行政改革を自らの課題として認識し、不断の努力によって取り組んでいく姿勢が極めて重要です。

また、改革の実効性をあげるため、推進課からの定期報告の義務付けとその結果に対する進捗管理、また、改革状況の広報紙への掲載などの仕組みを構築します。

更に、「川越市行政改革推進懇話会」へ定期的に報告し、新たな意見を頂きながら、常に課題全般の見直しを行うなど、より効果的な推進に努めます。